

令和7年度

「ほんちょうマルシェ」出店要項

令和7年7月30日改訂

ほんちょうマルシェ実行委員会

（柏崎商工会議所・柏崎あきんど協議会）

【１．開催概要】

■名 称 ほんちょうマルシェ

■目 的 中心市街地の活性化は全国地方都市の大きな課題となっており、柏崎市においても、大規模店舗の郊外出店、交通体系の未整備などから、中心市街地の振興について課題となっている。そこで、定期市「ほんちょうマルシェ」を開催することで、中心市街地のにぎわいづくりを行い、地域経済の振興に寄与することを目的とする。

■開催日 令和 7 年 1 0 月 1 9 日(日) 1 0 時～1 6 時

■会 場 フォンジェストリート棟前道路（雨天中止の可能性有）

■主催者 ほんちょうマルシェ実行委員会
実行委員長 小出昭夫（柏崎商工会議所副会頭）
※実行委員会事務局
柏崎商工会議所中小企業相談所内 商業担当
〒9 4 5 - 0 0 5 1 柏崎市東本町 1 - 2 - 1 6 モーリエ 2 ビル 4 階
電話：0 2 5 7 - 2 2 - 3 1 6 1 F A X：0 2 5 7 - 2 2 - 3 5 7 0
（月～金 8 時 3 0 分～1 7 時 0 0 分 土日祝休）

【２．出店募集】

■出店対象 「ほんちょうマルシェ」の趣旨に賛同した、個人・法人の商工業者、農業従事者で、原則として、柏崎市内で事業を営む方、創業準備中の方。

■出店者数 2 0 ～3 0 店舗程度。原則としてスペースは 1 店舗 1 小間（またはキッチンカー）の募集としますが、2 小間を希望する場合は、出店申込書に希望を記載して下さい。
会場に余裕がある場合、先着順（申込期間内に正規手続きを完了された方）にて 2 小間使用を認めます。

■販売品目 飲食、食品、青果物、美容・健康、雑貨・クラフト、生活用品、衣料 その他

【３．出店スペース・貸出什器】

■スペース＜フォンジェストリート棟前道路＞

- ・小間 1 小間 2，4 0 0 mm×2，4 0 0 mm
- ・キッチンカー 軽自動車 1 台を駐車可能なスペース

■貸出什器（小間出店の場合 出店料に含みます）

①日よけ雨よけ用テント 1 張り（2，4 0 0 mm×2，4 0 0 mm）

②テーブル 2 台（9 0 0 mm×9 0 0 mm×H 7 0 0 mm）

※ご希望の方には、②のテーブルを 1 台追加、若しくは、ローテーブル（9 0 0 mm×4 5 0 mm×H 4 5 0 mm）を 1 台追加できます。但し数に限りがあり、ご希望に添えない場合もあります。

③自立式ブラックボード 1 台（キッチンカーによる出店の場合も、ご希望により貸し出します）

【４．出店への流れ】

「ほんちょうマルシェ」は、出店者と主催者が協力し、全員で作り上げていくものです。相互協力の精神で、発展継続していくよう、趣旨を充分ご理解の上、出店をお申し込み下さいますようお願いいたします。

■出店申込書の入手

事務局にてお受け取り下さい。(FAX・メール等での送信もいたします)

■出店申込書の提出

- ・販売内容等の必要事項を記入の上、**出店料を添えて、8月29日(金)までに**実行委員会事務局にお申し込み下さい。
 - ・2小間希望の方は、お申し込み時点では1小間分の出店料を納付して下さい。また、2小間使用が認められた場合、追加分の出店料は出店当日までに納付して下さい。
 - ・事業所・団体、並びに複数の事業所・団体によるグループ単位でお申し込み下さい。
 - ・申込後に申込内容の変更が生じた場合は、出店申込書に変更事項を記入しすみやかに事務局あてにご提出下さい。
 - ・出店料を銀行振込で納入される場合は、**申込み期限日までに**、下記の口座にお振り込み下さい。
- ※ 出店者都合によるキャンセルの場合、キャンセル料が発生します。

■銀行振込先

柏崎信用金庫本店 普通 0443381
柏崎あきんど協議会 来店機会創出事業 会長 吉田勝彦

■出店者登録

出店申込をいただいた方には、次回以降の開催の際に郵送やメール等で直接ご案内する場合があります。

■出店者の選考

当要項を満たす・遵守いただける方は出店が可能ですが、会場のキャパシティを上回るお申し込みがあった場合や出店内容等によっては、主催者で協議・選考させていただく場合があります。

■出店者説明会

開催日のおおむね1週間前までに出店者説明会を開催いたします。日程は、後日出店者に個別にご案内いたします。

■出店当日

- ・出店区画の確認
- ・商品の搬入・搬出(各自搬入後に会場設営、会場撤収後に搬出)
- ・午前9時00分より、指定の場所にて出店者朝礼 ※代表者の出席をお願いします。
- ・共用什器を含むテント等会場の設営・撤収(全員参加 出店者同士で協力して下さい)
- ・売上計算シート、出店者アンケート等の記入・提出

■出店者反省会

必要に応じて出店者反省会を開催させていただくことがあります。

【5. 出店概要】

■出店料金(1開催あたり)

フォンジェ ストリート棟前 道路での出店	【テント出店】1小間	通常料金5,000円	会員料金3,000円
	【キッチンカー出店】		
	●軽バンサイズ	通常料金3,000円	会員料金2,000円
	●普通車サイズ	通常料金5,000円	会員料金3,000円
	車両サイズによって出店できない場合もあるので事前にご相談ください		

※「会員料金」とは、以下の組織のいずれかに所属、もしくはグループの代表者が同組織の会員事業所である場合に適用されます。ただし、非会員事業所であっても、本マルシェを運営するにあたり、実行委員長が特別に必要と認める業種・業態の事業所・グループである場合、減免措置により会員料金での出店を認める場合があります。(減免を希望される方は、申し込み前に事務局にご相談下さい)

【会員料金が適用される組織】

①柏崎商工会議所 ②柏崎市商工会

③柏崎あきんど協議会構成団体

柏崎駅前商店街振興組合、柏崎駅仲商店街振興組合、(協)柏崎ニコニコ商店街、
本町五丁目振興会、柏崎市本町六丁目商店街振興組合、
柏崎市諏訪町商店街振興組合、新潟県菓子工業組合柏崎支部、
柏崎紙文具商協同組合、柏崎食堂組合、柏崎商業開発(協)

■キャンセル料について

悪天候等による開催中止以外の、出店者都合のキャンセルに関しては、キャンセル料をお支払いいただきます。キャンセルが決定した場合、すみやかに事務局にお知らせ下さい。

会期 15 日前以前	無 料
会期 14 日前～3 日前まで	出店料の 50 %
会期前々日～当日	出店料の 100 %

■出店区画

出店場所については、商品内容等を考慮し主催者にて決定いたします。

ご希望に添えない場合もありますが、ご一任下さい。

■給排水・電気の使用について

・手洗い用シンクを1～2カ所用意いたします。

・100Vの電源を用意いたします。

→ 使用する器具の内容、及び消費電力を出店申込書に必ずご記入下さい。

・1小間あたりの使用電力は最大1499Wまでとさせていただきます。

→ それ以上の電力使用をご希望の方はご相談下さい。

※ 登録電力量を大きく上回ると会場全体の電源が使用できなくなる恐れがあります。

※ 会場全体で60アンペアの電源を供給します。登録量がこれを上回る場合、調整させていただく場合があります。

■電気使用料金について

使用電力量に応じて、以下の電気使用料金を頂きます。

1小間あたり	0～ 499W	0円
1小間あたり	500～ 999W	1,000円
1小間あたり	1000～1499W	2,000円
1500W～		発電機レンタル実費

※悪天候時の対応について

出店申込書内「荒天時の出店希望調査」の回答状況により、荒天時の対応を検討します。なお、中止の際は出店料全額を、ご登録いただく振込先に返金させていただきます。

■販売責任

- ・商品の販売にあたって、商品・現金の管理は出店者各自の責任で行っていただきます。
- ・販売価格の表示は明確に行い、法令等に基づく所定の表示も必ず行って下さい。

■販売品目

①飲食、食品、青果物

★加工食品の販売や、会場での調理には、許認可届け出が必要な場合があります。

必要な許認可・届出は各出店者で保健所に確認の上、必要な場合は必ず取得して下さい。

★【別紙 食品の提供に関する手続きについて】をご参照下さい。

☆会場内で、保健所等より指示があった場合は、それに従って販売していただきます。

☆無許可・無届けによる営業を行い、保健所等からの指導があった場合、以降の出店をお断りする場合があります。

☆会場内において、直火で調理を行う場合、お申し込み時に事務局にご相談下さい。

②美容・健康

③雑貨・クラフト

④生活用品、衣料

⑤その他

■キッチンカーによる出店について

キッチンカーによる出店も下記の条件により可能です。

- ・現在営業中の食品営業許可書をお持ち方。
- ・出店の際、食品衛生責任者の資格を有するスタッフが現場に常駐すること。
- ・出店及び飲食販売行為に関連して発生した事故、苦情は全ての賠償責任を負っていただきます
- ・衛生面に最大限の努力をし、事故、苦情等が発生しないよう注意して下さい。
帽子、エプロン、手袋は必ず着用して下さい。
- ・会場内ではタイヤ止めを行ってください。

■開催日のスケジュール（会場：フォンジェストリート棟道路前）

8：15	① 商品搬入 ※フォンジェ方向へ一方通行 ② 商品搬入後、車両を駐車場へ移動する
8：45	商品搬入車両の進入終了
9：00～	③ 出店者ミーティング ※代表者1名以上ご出席下さい ④ 共用什器の設営 ⑤ 自店のテント・什器類の設営 ※近隣の出店者と協力して行って下さい
10：00～ 16：00	マルシェ開催 販売開始 マルシェ終了 販売終了
16：00 ～ 16：30	① 共用什器の撤去 ② 自店のテント・什器類の撤去 ※近隣の出店者と協力して行って下さい ③ 小間及び周辺道路の清掃 ※出店者全員で行って下さい ④ 商品搬出車 ※車両進入開始前は手作業
16：30	商品搬入車両の進入開始 ※柏崎高校方向へ一方通行
17：00	撤収完了・車両通行止め解除 ※フォンジェストリート棟前道路

★開催時間の遵守をお願いします。閉店時刻前に撤収作業を開始する、準備・撤収に協力しない等、本要項を遵守いただけない場合、次回以降の出店をお断りする場合があります。

★正式なスケジュールは、出店者説明会にて改めてご案内いたします。

■搬出入について

・搬入 **8時15分～8時45分** 搬出 **16時30分～17時00分**

(この時刻以外は車輛ではなく、手作業での搬入・搬出となります)

- ・テント等搬入作業開始後、及びテント等撤収作業終了前の車輛進入は出来ません。
- ・会場内での車輛の通行は十分注意し、速やかに作業を終えて退出して下さい。
- ・出店者用の駐車場として、フォンジェ駐車場棟（ショッピングセンター棟の隣）**3A・3B**をお借りしてあります。（お客様用駐車場もフォンジェ駐車場棟に誘導して下さい）
- ・商品や在庫、備品等の保管は各店舗の小間内で行って下さい。

■備品等について

当方からの貸出するもの（陳列棚、イス等）必要な備品を各自でご用意下さい。

■調理器具等について

冷蔵庫、ショーケース、プロパンガスその他、販売・調理に必要な機器等は出店者各自でご用意下さい。

■販売PR

出店者各自の負担により、工夫を凝らした装飾を行って下さい。

小間内でのカタログ、パンフレット、商品見本などを自由に配布することができます。

個店への来店に向けた工夫・取り組みもぜひ行って下さい。

■清掃・ゴミ収集について

①使い捨ての食器・容器等、ゴミが発生する商品を扱う場合は、各出店者で食器・容器を回収し、持ち帰り願います。

②清掃は出店者全員で協力して行って下さい。

清掃用具を持参し、廃棄物や小間内及び周辺部のゴミ等は責任を持ってお持ち帰り下さい。

③共用のゴミ箱、及びゴミ集積所は設置いたしません。

★会場周辺の店舗・家屋等に迷惑がかからないよう、上記①・②を遵守下さい。

■喫煙について

お客様、出店者にかかわらず分煙とします。会場内に1カ所喫煙用テントを設置します。

■保険について

全国の商工会議所の包括的イベント保険により、下記の範囲で保証を行います。

①傷害賠償保険

上限10億円（上限3億円／人）1事故

②道義的責任

死亡・重度障害見舞金 50万円／1人

治療費 5万円（入院15～30人） 10万円（入院31日以上）

※食中毒による来場者への保証は、保険の対象となりません。

※主催者は会場内で発生した出店物に関する事故に対しては一切の責任を負いません。

■来場者への事前告知について

主催者にて、チラシ・広告他、各種情報媒体を通じて告知を行います。

各参加店におかれましても、それぞれのお客様に対し、マルシェ出店のPRをしていただき、来場につなげるような対策をお願いいたします。

■その他の注意事項

- ・出店者ミーティング（朝礼）に1名以上の出席がなく、準備作業に遅れた場合には、当日の出店をお断りさせていただきます。共有什器の設営作業等、マルシェは全員で力を合わせて作り上げる定期市です。他の出店者に迷惑をかけることのないようお願いします。
- ・出店にあたり、風紀上問題がある場合には以後の出店をお断りさせていただく場合があります。

【お問い合わせ・お申し込み先】

ほんちようマルシェ実行委員会事務局 柏崎商工会議所中小企業相談所内（小川、阿部）

〒945-0051 柏崎市東本町1-2-16 モーリエ2ビル4階

電話：22-3161 FAX：22-3570 mail：ogawa@kashiwazakicci.or.jp

【別紙 臨時食品営業について】

新潟県柏崎保健所 衛生環境課
TEL : 0257-22-4180

食品の提供に関する手続きについて

臨時的に食品を提供する場合の手続きは以下のとおりです。
下記②及び③に該当する場合は、あらかじめ保健所にご相談ください。

手続き	対象となる行為	食 品 衛 生 責 任 者 の 設 置
① 臨時食品営業 許可申請	行楽地又は物産展、農業祭若しくは市街地等における催し物の会場において、営業期間が1か月以内の臨時的な店舗を有する営業（対価の授受がある）	<u>必要</u>
② 営業届出	「包装済みの既製品の販売」、「農産物の販売」及び「丸のままの農産物の単純な調理品の販売」については、営業届出書の提出が必要です。 ※ ただし、自らの畑で収穫した農産物を自ら販売する場合や常温で保存しても腐敗等による食品衛生上の危害発生の恐れがない包装食品を販売する場合は届出不要です。	<u>必要</u>
③ イベントに伴う 食品提供届出	イベント（行事）の開催に伴い、臨時的に施設を設けて不特定多数の者を対象に食品を大量に調理又は製造し、その場で提供する場合、ならびに食品を大量に配布する場合で、次の全てに該当するもの。 ・市町村等非営利団体が自ら主催するもの ・対価の授受がない ・イベントの開催期間が短く反復性のないもの	不要

【臨時食品営業の許可申請について】

1 臨時食品営業の内容

臨時営業の種類	営業期間 (申請手数料)	内 容
臨時飲食店営業	1か月以内 (4,000円)	<u>食品を調理し販売する営業</u> ・飲み物を注ぐ、食品を温める、盛り付けるなどの行為も調理に該当します。 ・原則として加熱調理食品と既製食品の提供に限ります。 ・原材料の仕込みは、営業許可を受けた施設または公共施設の調理場等で行ってください。

※ 食品衛生責任者を選任する必要があります(申請書に氏名、資格を記入する)

2 臨時食品営業で取扱うことができる食品（原則として加熱調理食品及び既製食品の提供に限る）

大分類	分類名	食品名
食 事 類	煮物類	おでん、豚汁、モツ煮、けんちん汁、こんにゃく煮 等
	焼物類	焼き鳥、焼きイカ、焼き貝、焼き魚、お好み焼き、たこ焼き 等
	揚げ物類	フライドポテト、フライドチキン、てんぷら 等
	めん類	うどん、そば、ラーメン、焼きそば 等
	飯類	カレー、チャーハン、丼物、おこわ、おにぎり(注1)、のり巻(注1) 等
	その他の調理品	お汁粉、もち(注1)、ところてん、酒類、ホットドッグ(注1)、ハンバーガー(注1)
	既製食品	刺身(注2)、生ずし(注2)

飲料類		コーヒー、紅茶、清涼飲料水、かき氷、甘酒、アイスクリーム類（注３）等
菓子類	焼菓子類	大判焼き、たい焼き、クレープ、ポップ焼き、クッキー 等
	揚菓子類	ドーナツ 等
	もち菓子類	あんこもち（注１）、きなこもち（注１）、あべかわもち（注１） 等
	飴菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼き 等
	その他菓子	果実チョコ（バナナ等果実にチョコレートをからめたもの） 等

注１ 営業施設内で喫食される場合にのみ提供可能（持ち帰りはできません）。

注２ １月から４月及び１１月から１２月までの期間に、生食用鮮魚介類を取り扱うことのできる飲食店営業等の許可施設で調理されたものを、提供までの間冷蔵庫に保管することができる場合にのみ、施設内での盛り付けを認める。

注３ 既製品の盛り付けに限る（ミックス液等を凍らせてアイスクリームを作ることはできません）。

３ 営業許可取得までの流れ

